

平成17年度和歌山県一般会計補正予算

和歌山県

目 次

平成17年度和歌山県一般会計補正予算 1

平成17年度和歌山県一般会計補正予算

平成17年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,363,686千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ509,053,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	税	81,658,000	950,000	82,608,000
	1 県民税	21,162,000	162,600	21,324,600
	2 事業税	20,224,000	126,400	20,350,400
	3 地方消費税	12,076,000	530,000	12,606,000
	4 不動産取得税	2,832,000	102,300	2,934,300
	5 県たばこ税	2,221,000	△11,000	2,210,000
	6 ゴルフ場利用税	610,000	△24,100	585,900
	7 自動車税	13,142,000	10,000	13,152,000
	9 自動車取得税	2,904,000	△37,000	2,867,000
	10 軽油引取税	6,433,000	90,300	6,523,300
	12 旧法による税	200	500	700
3 地方譲与税		8,142,838	33,036	8,175,874
	2 地方道路譲与税	2,330,000	30,932	2,360,932
	3 石油ガス譲与税	165,000	1,377	166,377
	4 航空機燃料譲与税	4,000	727	4,727
5 地方交付税		163,107,441	567,320	163,674,761
	1 地方交付税	163,107,441	567,320	163,674,761
6 交通安全対策特別交付金		440,000	△28,041	411,959
	1 交通安全対策特別交付金	440,000	△28,041	411,959
9 国庫支出金		80,423,507	127,127	80,550,634
	1 国庫負担金	50,543,787	127,127	50,670,914
12 繰入金		19,806,886	△2,226,893	17,579,993
	2 基金繰入金	18,058,085	△2,226,893	15,831,192
14 諸収入		48,064,153	113,537	48,177,690
	4 収益事業収入	4,009,105	113,537	4,122,642
15 県債		65,084,200	1,827,600	66,911,800
	1 県債	65,084,200	1,827,600	66,911,800
歳入	合計	507,690,272	1,363,686	509,053,958

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 34,787,046	千円 370,858	千円 35,157,904
	1 総務管理費	16,498,115	370,858	16,868,973
	6 防災費	1,056,814	-	1,056,814
3 民生費		48,274,233	-	48,274,233
	1 社会福祉費	35,410,888	-	35,410,888
6 農林水産業費		36,847,615	-	36,847,615
	3 農地費	10,619,513	-	10,619,513
	4 林業費	10,121,366	-	10,121,366
	5 水産業費	7,392,637	-	7,392,637
8 土木費		81,770,619	-	81,770,619
	2 道路橋りょう費	47,366,275	-	47,366,275
	3 河川海岸費	15,803,560	-	15,803,560
	4 港湾費	4,962,437	-	4,962,437
	5 都市計画費	7,700,518	-	7,700,518
	6 住宅費	1,221,476	-	1,221,476
	9 警察費		29,054,270	30,202
10 教育費	1 警察管理費	26,400,769	30,202	26,430,971
	2 警察活動費	2,653,501	-	2,653,501
		121,082,708	831,076	121,913,784
11 災害復旧費	1 教育総務費	15,441,068	831,076	16,272,144
	4 高等学校費	25,797,639	-	25,797,639
	5 特殊学校費	8,963,437	-	8,963,437
11 災害復旧費		2,169,257	-	2,169,257
	1 農林水産施設災害復旧費	339,388	-	339,388
	2 土木施設災害復旧費	1,829,869	-	1,829,869
12 公債費		70,620,601	-	70,620,601
	1 公債費	70,620,601	-	70,620,601
13 諸支出金		25,319,191	131,550	25,450,741

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 利子割交付金	837,866 ^{千円}	72,483 ^{千円}	910,349 ^{千円}
	8 配当割交付金	400,862	58,796	459,658
	9 株式等譲渡所得割交付金	629,637	271	629,908
歳	出 合 計	507,690,272	1,363,686	509,053,958

第 2 表 地方債の補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
石綿対策事業	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">173,000</p>	<p>(1) 借 入 先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)</p>	<p>政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共災害関連事業	千円 2,517,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共治山事業	729,000	以下同上	以下同上	以下同上
公共治水事業	1,789,000			
公共道路事業	10,305,000			
過年補助災害復旧 事業	211,000			
現年補助災害復旧 事業	348,000			
義務教育施設整備 事業	53,000			
公害対策事業	55,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,563,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又はその他 (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3) 借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
834,000	以下同上	以下同上	以下同上
1,775,000			
11,138,600			
241,000			
330,000			
54,000			
66,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
半島振興道路整備事業	千円 1,903,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金につ いては、その 融通条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。
合併特例事業	2,443,000	以下同上	以下同上	以下同上
防災対策事業	919,000			
自然災害防止事業	62,000			
臨時地方道整備事業	3,676,000			
臨時高等学校整備事業	563,000			
地域再生事業	4,300,000			
港湾整備事業	62,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,910,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。 (3) 借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。
2,524,000	以下同上	以下同上	以 下 同 上
940,000			
59,000			
3,685,000			
536,000			
4,871,000			
63,000			

和歌山県報

平成十八年七月十四日

号外

別冊二